

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年8月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を次のように改正する。

第1条中「を行う」の右に「こと」を加える。

第2条第1項各号列記以外の部分中「管理者が認める便器、洗浄用具及び手洗器を使用して行う水洗便所築造工事（「を削り、「で行う」を「において、」に、「工事に限る。」）を「ために行う工事」に、「該当する」を「掲げる」に改め、同項第1号中「。ただし、公益上特に必要があると管理者が認める場合には、その必要と認める便器、これらに付属する洗浄用具並びに手洗器の新設工事」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、「排水管等により」を削り、「接続する」の右に「ために行う」を加え、「該当する」を「掲げる」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第1号の工事において設置する便器、洗浄用具及び手洗器は、管理者が別に定める基準を満たすものでなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第3条中「困難で」を「困難であり」に改め、「受けた資金」の右に「（以下「貸付金」という。）」を加える。

第4条の見出しを「（貸付限度額）」に改め、同条第1項中「資金の貸付額」を「貸付金の額」に、「第2項」を「第3項」に、「ついて、管理者が定めるところにより算定した当該」を「つき、それぞれ同項各号に掲げる」に、「以内」を「の範囲内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 第2条第1項の工事

ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 400,000円

イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 450,000円

ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 500,000円

エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 550,000円

オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 600,000円

(2) 第2条第3項の工事

ア 対象工事の排水管の延長が15mを超えない工事 200,000円

イ 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 250,000円

ウ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 300,000円

エ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 350,000円

オ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 400,000円

第4条第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第5条第1項本文中「償還の方法」を「償還期限」に、「貸し付けた」を「貸付金を交付した」に改め、「翌月から」の右に「起算して」を加え、「40箇月以内」を「40月」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「20箇月以内の月賦償還」を「20月を経過する日」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「月賦償還の期限内」を「償還期限まで」に改め、同項を同条第6項とし、第4項を第5項とし、第3項本文中「償還期限内に貸付金を償還」を「1月の償還金額（以下「毎月償還額」という。）をその納期限までに納入」に、「それぞれの償還期限」を「当該納期限」に、「償還すべき金額」を「当該毎月償還額」に、「償還金」を「当該毎月償還額」に改め、同項ただし書中「償還期限内に償還」を「当該納期限までに納入」に改め、同項を同条第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 貸付金の償還方法は、月賦償還とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

第6条の見出しを「(貸付けの申請)」に改め、同条中「資金」を「貸付金」に、「水洗便所築造工事資金貸付申請書(様式第1号)」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 水洗便所築造工事資金貸付申請書(様式第1号)

(2) その他管理者が必要と認めるもの

第7条第1項各号列記以外の部分中「、管理者が適当であると認めるもので」を削り、同項第1号中「市内」を「京都府内」に改め、同項第3号中「市民税」を「市町村民税(特別区民税を含む。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号の要件を満たさない者であっても、管理者が特に必要と認める場合には、連帯保証人としてすることができる。

第8条を次のように改める。

(貸付けの承認等)

第8条 管理者は、第6条の規定による申請があったときは、これを審査し、同条各号に規定する書類が事務所に到達した日から起算して20日以内に、貸付けの承認及び貸付金の概算額又は貸付けの不承認を決定するものとする。

2 前項の規定による貸付けの承認及び貸付金の概算額の決定をしたときは、その旨を水洗便所築造工事資金貸付承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による貸付けの不承認の決定をしたときは、その旨を水洗便所築造工事資金貸付不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「資金貸付承認に係る」を「貸付けの承認の決定をした」に、「貸付金額等」を「貸付金額」に改め、「これを」を削り、同条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に、「これを行う」を「通知する」に、「当該決定の通知」を「当該通知」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「第8条の規定による資金貸付承認の通知を受けた者若しくは第9条の規定による決定の通知を受けた」を「第8条第1項の規定による貸付けの承認の決定をした」に、「当該承認若しくは決定」を「当該決定」に改め、同項第1号中「虚偽の方法」を「偽りその他不正の手段」に改め、第2号中「貸付金」を「正当な理由がなく貸付金」に、「故意に怠った」を「拒んだ」に改め、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

水洗便所築造工事資金貸付申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
(申請者)
氏 名 (記名押印又は署名)

電 話 ⑩

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に従い、水洗便所を築造する工事に要する資金を下記により借用したいので申請します。

記

- 1 設 置 場 所 京都市 区
(工事計画確認番号第 号)
- 2 借 用 申 請 金 額 円
- 3 償 還 方 法 借り受けた月の翌月から 箇月の月賦償還
- 4 貸付金の交付を受けるときは、次の者を連帯保証人とします。

住 所
氏 名
電 話
勤務先住所
勤務先名称
勤務先電話

水洗便所築造工事資金貸付承認通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで貸付けの申請のあった水洗便所築造工事
資金について、下記のとおり貸し付けることを決定しましたので通知します。

記

1 設置場所

(工事計画確認番号第 号)

2 貸付承認概算額

円

3 貸付金は、申請に係る水洗便所工事が京都市公共下水道事業条例第5条第3項に定める
しゅん工検査又は京都市特定環境保全公共下水道条例第7条第3項に定める検査に合格
した場合に限り、貸付金額を決定し、交付します。

水洗便所築造工事資金貸付不承認通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付で貸付けの申請のあった水洗便所築造工事
資金の貸付けについて、下記の理由により貸し付けないことを決定しましたので通知します。

記

理 由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第4号 (第9条関係)

水洗便所築造工事資金貸付決定通知書(甲)
(借受人住所氏名)

さきに貸付けの承認を通知した水洗便所築造工事資金の貸付けについて、下記のように決定したので通知します。

京都市公営企業管理者上下水道局長

- (注意) 1 各回の償還金額について、定められた期限までに償還されないときは、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の定めるところにより延滞金を徴収します。
 2 連帯保証人が、その資格を失い、又は死亡されたときは、新たに連帯保証人を定め、承認を受けなければなりません。
 3 借受人又は連帯保証人が、住所又は氏名を変更されたときは、直ちに届け出なければなりません。
 4 偽りその他不正の手段により貸付けを受けた場合、正当な理由がなくて償還を拒んだ場合その他京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に違反した場合は、貸付承認を取り消します。その場合、未償還の貸付金を一時に返還しなければなりません。

様

| 営業所 コード | 整理番号 | | 貸付決定番号 | 貸付金額 円 | 償還方法 (明細は下記のとおり) 回の月賦償還 | 貸付承認年月日 年 月 日 | 貸付決定年月日 年 月 日 | 業者 コード | 償還が遅れた場合の 1日当たりの延滞金の額 円 対し 円 銭 |
|------------|------|----|--------|-----------|-------------------------------|------------------|------------------|-----------|--------------------------------------|
| | 区分 | 年度 | | | | | | | |
| | | | ～ | | | | | | |

| 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 | 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 | 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 |
|------|------|------|-----------|------|------|------|-----------|------|------|------|-----------|
| | 年 | 月 末日 | | | 年 | 月 末日 | | | 年 | 月 末日 | |
| 第1回 | | | | 第1回 | | | | 第1回 | | | |
| 第2回 | | | | 第2回 | | | | 第2回 | | | |
| 第3回 | | | | 第3回 | | | | 第3回 | | | |
| 第4回 | | | | 第4回 | | | | 第4回 | | | |
| 第5回 | | | | 第5回 | | | | 第5回 | | | |
| 第6回 | | | | 第6回 | | | | 第6回 | | | |
| 第7回 | | | | 第7回 | | | | 第7回 | | | |
| 第8回 | | | | 第8回 | | | | 第8回 | | | |
| 第9回 | | | | 第9回 | | | | 第9回 | | | |
| 第10回 | | | | 第10回 | | | | 第10回 | | | |

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号 (第9条関係)

印紙

貸付決定番号

| | |
|---|---|
| 水洗便所築造工事資金借用書 | |
| 借用金額 | 円 |
| 償還方法 | <p style="text-align: center;">年 月から 年 月までの 箇月</p> <p>の月賦償還とする。</p> <p>償還期限及び償還金額は、別紙明細書記載のとおり。</p> |
| <p>上記のとおり水洗便所築造工事資金として借用します。</p> <p>については、借用金を償還期限内に相違なく償還するとともに、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">(借主)</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">(連帯保証人)</p> <p style="text-align: right;">氏名 (印)</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長</p> | |

(様式第5号 別紙)

水洗便所築造工事資金借用証書明細書
(借受人住所氏名)

様

| 整理番号 | | | 貸付決定番号 | 貸付金額 円 | 償還方法 (明細は下記のとおり) | 貸付承認年月日 | 貸付決定年月日 | 業者 コード | 償還が遅れた場合の 1日当たりの延滞金の額 |
|------------|----|----|--------|-----------|---------------------|---------|---------|-----------|--------------------------|
| 営業所 コード | 区分 | 年度 | | | | | | | |
| | | | ～ | | 回の月賦償還 | 年 月 日 | 年 月 日 | | 円 に対し 円 銭 |

| 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 |
|--------|------|------|-----------|
| | 年 | 月 末日 | |
| 第 1 回 | | | |
| 第 2 回 | | | |
| 第 3 回 | | | |
| 第 4 回 | | | |
| 第 5 回 | | | |
| 第 6 回 | | | |
| 第 7 回 | | | |
| 第 8 回 | | | |
| 第 9 回 | | | |
| 第 10 回 | | | |

| 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 |
|--------|------|------|-----------|
| | 年 | 月 末日 | |
| 第 1 回 | | | |
| 第 2 回 | | | |
| 第 3 回 | | | |
| 第 4 回 | | | |
| 第 5 回 | | | |
| 第 6 回 | | | |
| 第 7 回 | | | |
| 第 8 回 | | | |
| 第 9 回 | | | |
| 第 10 回 | | | |

| 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 |
|--------|------|------|-----------|
| | 年 | 月 末日 | |
| 第 1 回 | | | |
| 第 2 回 | | | |
| 第 3 回 | | | |
| 第 4 回 | | | |
| 第 5 回 | | | |
| 第 6 回 | | | |
| 第 7 回 | | | |
| 第 8 回 | | | |
| 第 9 回 | | | |
| 第 10 回 | | | |

| 回数 | 償還期限 | | 償還金額 円 |
|--------|------|------|-----------|
| | 年 | 月 末日 | |
| 第 1 回 | | | |
| 第 2 回 | | | |
| 第 3 回 | | | |
| 第 4 回 | | | |
| 第 5 回 | | | |
| 第 6 回 | | | |
| 第 7 回 | | | |
| 第 8 回 | | | |
| 第 9 回 | | | |
| 第 10 回 | | | |

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の規定は、この規程の施行日以後に第6条の規定による申請がされたものについて適用する。

(上下水道局下水道部管理課)